

安芸高田市地域おこし協力隊員 募集要項

【平成28年4月1日任用予定】

平成27年12月25日現在
広島県安芸高田市

人口減少や高齢化等の進行が著しい当市にあって、地域外からの人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図るとともに、地域力の維持及び強化に資する取組を推進するために、地域おこし協力隊員を下記のとおり募集します。

1. 配置先・主な業務・募集人数

配置先の主な業務の内容及び各募集人数は本表のとおりとなります。

配置先	主 な 業 務 等	募集人数
市役所本庁舎 (企画振興部 政策企画課)	<p>■移住・交流定住促進事業</p> <p>① 安芸高田市に「目を向け」、「知ってもらおう」きっかけづくり (例) あきたかたしお試し暮らし(農業・林業・祭りなどの体験とセット) 安芸高田市に訪れるきっかけづくり(補助メニュー等の開発)</p> <p>② 安芸高田市へ移住してもらうためのプロモーションづくり (例) 定住フェア一売り込みのためのしかけ 雑誌やホームページ等を活用した広報活動</p> <p>③ 移住に関する情報提供を行うための「移住・定住ナビゲーター」 (例) 移住希望者への情報提供のワンストップ化 地域との接着剂的役割、移住者のフォロー 移住者相互のネットワークづくり 地区毎の手引作成(行事や生活習慣等)</p> <p>※将来は、お試し暮らしを発展させ、民宿、民泊へ移行。また、バスツアー等の企画立案・実施、移住者交流会の実施、移住者紹介プロモーションづくりなどの展開を図り、3年後の起業に繋げていくこととする。</p> <p>----- 【業務ごとに必要な資格や求める人材等】 ・安芸高田市に関心を持ち、将来にわたって定住し続ける意思のある人</p>	1名
市役所本庁舎 (産業振興部 地域営農課)	<p>■資源循環と農産物の高付加価値化推進事業</p> <p>① 地域の要望を取りまとめて竹林整備を実施、竹林整備により発生する竹チップを活用し、堆肥センター等の施設で堆肥を製造する。</p> <p>② 良質堆肥造を活用した農産物の生産を推進し、農産物の付加価値を高める。</p> <p>③ 専門家の意見も取り入れながら、環境整備と土づくりとを合わせ、資源循環型農業の仕組みを構築する。</p>	1名

	<p>【業務ごとに必要な資格や求める人材等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山整備、堆肥づくり、土づくりに興味のある人で“土づくりマイスター”を目指す方 ・竹チップパー等の操作技術を身に付けて、地域と協力し竹林整備に取り組む方 ・堆肥センターや畜産農家における堆肥の詰め込み、散布作業を補佐することが可能な方 ・フォークリフト、大型特殊、ユニック操作、玉掛け等の資格 <p>※活動期間中での取得も可</p>	
市役所本庁舎 (産業振興部 地域営農課)	<p>■農業を活用した交流推進事業</p> <p>①市が管理する農業施設での農作物の栽培実践・栽培支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「四季の里」でのイチゴ、ぶどう、軟弱野菜栽培 ○市民農園における農作物の栽培指導・助言 <p>②農業交流事業の企画・実施</p> <p>市民農園や四季の里を活用して、主には近隣広島市市民をターゲットに交流人口の拡大を促進し、ひいては安芸高田市への定住・移住に誘導することを目的に、地元住民やJ A等との関係機関と連携し、各種講習会や交流イベント等を企画し実施する。</p> <p>③J R芸備線の利用促進</p> <p>上記②の事業を実施するにあたっては、J R芸備線の利用促進を念頭に企画・立案を行う。</p>	1名
	<p>【業務ごとに必要な資格や求める人材等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の栽培に興味を持ち実践できる人 ・農作物の栽培指導の経験がある方、又は将来的に目指す人 ・地元グループ等を巻き込んでイベント等を企画・実践できる人 ・農業改良普及員資格等 	
市役所本庁舎 (産業振興部 農林水産課)	<p>■木の駅プロジェクト事業</p> <p>① 森林整備と地域経済の活性化を目的とした木の駅実行委員会を組織し、木の駅（未利用材の集積場）を設置する。</p> <p>② 地域や市民が行う自伐林家の育成（未利用材の搬出作業を指導できる人材の育成）する。</p> <p>③ 自伐林家が木の駅に未利用材を出荷し、対価として現金又は地域通貨を受け取ることにより、地域住民の所得の向上を図る。</p> <p>④ 木の駅に集まった未利用材を管理するとともに、販売先・出荷先のチップ工場等との調整をする。</p>	1名
	<p>【業務ごとに必要な資格や求める人材等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林関係施策等に前向きに取り組む元気な人 	
市役所本庁舎 (産業振興部 商工観光課)	<p>■神楽関連産業をはじめとする起業創出事業</p> <p>神楽をテーマとしたサービス(旅行商品造成、周遊型観光ルート造成や神楽製品の開発)、神楽工房(衣装・面等の製造)等の神楽関連産業をビジネスとして確立する。</p> <p>また、クラウドソーシングやクラウドファンด์等によるサービス</p>	1名

	<p>の開発及び市内における起業に向けたマネージメントビジネスを確立する。</p> <p>-----</p> <p>【業務ごとに必要な資格や求める人材等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神楽に興味がある人 (3年間の活動を通して、神楽団や神楽イベントに参加し人間関係等を構築していただきたい) ・ ビジネス感覚に優れている人 	
市役所本庁舎 (教育委員会 生涯学習課)	<p>■安芸高田の未来を担う子供育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学習の遅れがちな小中学校児童・生徒を対象に家庭学習を支援する公営塾や、自然体験教室、英会話教室等を開設・運営。 ② 地域の教育力の発掘。 ③ 公営塾や各種講座での子供たちへの指導等。 <p>-----</p> <p>【業務ごとに必要な資格や求める人材等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明朗で親近感が持て、協調性のある人 ・ 子供が好きで、子供への指導に熱意のある人 ・ 教育業務に関心があり、地域の子供たちや住民と協力し活動に取り組める人 ・ 社会教育主事又は、小学校以上の教員免許を有する人が望ましい 	1名
すべての配置先での共通業務及び活動		
<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域おこしの提案と実践(分野は問いません) (2) 連絡会議・研修会・成果報告会などへの参加 (3) その他、目的達成に資する活動 		

2. 応募資格

- (1) 年齢 20歳以上50歳以下の人(性別不問)
- (2) 居住地要件(現在お住まいの住所地)
都市地域(条件不利地域(注)は除く)にお住まいの人、または、当市以外の同一地域で地域おこし協力隊員に一定期間(2年以上)従事し、かつ、解嘱から1年以内の人
注. 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域をいう。
①過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む) ②山村振興法
③離島振興法 ④半島振興法 ⑤奄美群島振興開発特別措置法 ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法
- (3) 委嘱期間中、安芸高田市に居住し、住民登録ができる人
- (4) 普通自動車運転免許を所有している人
- (5) ワード・エクセル・パワーポイントなどの一般的なパソコンの操作ができる人
- (6) 地域活性化に関する活動に積極的に参加できる人
- (7) 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる人
- (8) 任期終了後、安芸高田市において起業・定住に意欲がある人
- (9) 地方公務員法第16条に該当しない人

3. 雇用形態・任期

- (1) 非常勤特別職として、市長が委嘱します。
- (2) 委嘱期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日までです。

ただし、活動状況を勘案して1年ごとに、最長3年を限度として再度委嘱することができます。

4. 報酬等

基本報酬（月額） 200,000円

※ 社会保険（厚生年金・健康保険・雇用保険）等の本人負担分が差し引かれます。

5. 勤務日数及び勤務時間

- (1) 週29時間の勤務で、これを超える勤務は、原則として勤務時間の振替により調整します。
- (2) 活動時間帯は、活動内容によって変動します。

6. 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険等（厚生年金・健康保険・雇用保険）に加入します。
- (2) 居住のための費用として（月額）30,000円を助成します。
- (3) 光回線等の通信基本料を助成します。
- (4) 活動には公用車を使用します。
- (5) パソコン等事務機器は、市が貸与します。
- (6) 活動に関連して出張等を行った場合は市の一般職員の例により旅費を支給します。
- (7) 活動に必要と認められる経費は、予算の範囲内で負担します。
- (8) 通勤手当の支給は有りません。

7. 応募手続

- (1) 応募期間

平成27年12月25日 ～ 平成28年 1月28日（必着）

- (2) 提出書類

- ① 安芸高田市地域おこし協力隊応募用紙
- ② 履歴書：書式は任意・写真（6か月以内・上半身・無帽・正面）貼付
- ③ 住民票（世帯全員の記載のあるもの）
- ④ レポート（A4用紙1枚程度で書式は自由）

テーマ ・ 地域おこし協力隊に応募した動機について

・ 地域おこし協力隊で行いたい活動、活かしたい能力について

※応募書類は返却いたしません。また、提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

- (3) 応募先

次に郵送又は持参してください。

〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市役所 企画振興部政策企画課

「地域おこし協力隊」募集担当

8. 選考方法、結果の通知

- (1) 選考方法

- ① 第1次選考

受付期間終了後、書類審査により1次選考を行います。

なお、合否の結果は、文書等で個別に通知します。

- ② 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、安芸高田市において面接試験を実施します。

日時・場所については第1次選考結果通知で、対象の方へお知らせします。

※2月13日（土）、14日（日）を予定しています。

※応募にかかる経費（書類申請・面接時の交通費）はすべて応募者の負担となります。

(2) 選考結果の通知

第2次選考終了後、文書で個別に通知します。2月下旬を予定しています。

9. その他

安芸高田市は、公共交通機関の利便性はよくありません。勤務以外の生活には、自家用車をお持ちの方が便利です。

10. お問い合わせ先

安芸高田市役所政策企画課（担当：山根・武部）

〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

電話0826-42-5612 FAX 0826-42-4376

メール machizukuri@city.akitakata.lg.jp

※地方公務員法

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者